

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			

人 安 第 1 4 1 号

令 和 6 年 1 1 月 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

少年警察活動規則第37条の規定に基づき警察庁長官が定める福祉犯についての改正について

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第37条の規定に基づき福祉犯として警察庁長官が定める犯罪については、「少年警察活動規則第37条の規定に基づき警察庁長官が定める福祉犯についての改正について（通達）」（令和5年6月28日付け警察庁丙人少発第26号）により示されたところであるが、今般、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の公布等を踏まえ、改正法の施行の日（12月12日）をもって、別添のとおり改正されることとなったので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は同日をもって廃止する。

担当：人身安全対策課  
少年事件係